

第 6 回

熊本県議会

# 建設常任委員会会議記録

平成21年12月14日

開 会 中

場所 第 5 委 員 会 室

第 6 回 熊本県議会 建設常任委員会会議記録

平成21年12月14日（月曜日）

午前10時1分開議

午後0時10分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 平成21年度熊本県一般会計補正予算（第5号）

議案第2号 平成21年度熊本県港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）

議案第3号 平成21年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）

議案第4号 平成21年度熊本県流域下水道事業特別会計補正予算（第1号）

議案第16号 熊本県道路占用料徴収条例及び熊本県流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について

議案第17号 熊本県営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

議案第18号 平成21年度九州新幹線鹿児島ルート博多・新八代間の建設工事の経費に対する市負担金について

議案第19号 工事請負契約の締結について

議案第23号 専決処分の報告及び承認について

議案第24号 専決処分の報告及び承認について

議案第25号 専決処分の報告及び承認について

報告第3号 専決処分の報告について

報告第4号 専決処分の報告について

閉会中の継続審査事件(所管事務調査)について

報告事項

①川辺川ダムに関する最近の状況について

②「熊本県建築物環境配慮制度(仮

称)」の導入について

出席委員(8人)

委員長 守田 憲史

副委員長 上田 泰弘

委員 児玉 文雄

委員 渡辺 利男

委員 中原 隆博

委員 堤 泰宏

委員 吉永 和世

委員 高木 健次

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

土木部

部長 松永 卓

総括審議員兼

次長 江副 健二

次長 天野 雄介

次長 岩下 修一

土木技術管理室長 戸塚 誠司

監理課長 鷹尾 雄二

用地対策課長 佐藤 國一

土木技術管理室副室長 竹下 喜造

首席土木審議員兼

道路整備課長 西山 隆司

道路保全課長 古賀 充信

河川課長 野田 善治

港湾課長 湯山 修市

都市計画課長 船原 幸信

下水環境課長 西田 浩

建築課長 生田 博隆

営繕専門監 平野 和実

住宅課長 小林 至

砂防課長 猿渡 慶一

事務局職員出席者

議事課主幹 津 川 尚 美  
政務調査課課長補佐 小 林 昌 樹

午前10時1分開議

○守田憲史委員長 ただいまから、第6回建設常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会に1名の傍聴の申し出がありましたので、これを認めることといたしました。

また、10月1日の管内視察及び10月13日から15日までの管外視察については、参加された委員、執行部の皆様方お疲れさまでございました。視察の成果を委員会審議に十分生かしてまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、本委員会に付託されました議案等を議題とし、これについて審査を行います。

まず、議案等について執行部の説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思います。

また、説明等を行われる際は、立ち上がって一礼をされ、着席し、説明を行ってください。

それでは、松永土木部長に総括説明をお願いします。

○松永土木部長 まず初めに、国庫補助事業事務費の執行に関し、会計検査院から指摘を受けたことにつきまして、県民の皆様、委員の皆様深くおわびを申し上げます。

会計検査院からは、本県の自主調査で判明した預け金、差しかえのほか、翌年度納入等の会計処理上の不備や、旅費や賃金について補助の対象とならない用途に補助金を支払ったとして指摘を受けました。

今回指摘を受けました背景には、一会計年度内に処理しなければならないという単年度

予算の問題、国から事務費の使途が必ずしも明確に示されてこなかったことなどの制度面の問題もあり、そのことを会計検査院にも伝えて協議いたしましたが、結果として指摘を受けることとなりました。

県では、自主調査後の本年3月に再発防止策を策定し、今回指摘を受けたものを含めて既に今年度から改善を図っておりますが、今後国に対しては補助金の使途基準の明確化や一括交付金化など、より使いやすい制度となるよう改善を求めるとともに、再発防止の取り組みを徹底し、県民に対する責任を果たしてまいります。

また、先週金曜から一連の報道について、委員の皆様方に御心配をおかけしております。特に、昨日報道がございました八代地域振興局におきますデジカメの納品については、県の自主調査において、差しかえとして既に公表したものでございます。委託費の一部を差しかえて納入をさせていたものでございます。ただ、通常の差しかえとは異なるケースでございまして、誤解を与える面があったことは否めないことから、土木部では、今月の17日に地域振興局維持管理課長会議、21日に本庁出先の人事担当者会議を開催し、再発防止をさらに徹底していくことといたしました。

続きまして、最近における土木部行政の動向などについて御報告を申し上げます。

まず初めに、県内の経済・雇用情勢についてでございます。

県内の景気は緩やかに持ち直しているとされておりますが、雇用情勢についてはさらに深刻さを増しております。県といたしましては、県内景気の浮揚を確実なものとし、雇用の改善に寄与するため、経済対策予算の着実な執行に努めてまいります。

次に、国の平成22年度予算の動向についてですが、新政権では公共事業の見直しが進められております。このため国土交通省の平成

22年度予算概算要求は、公共事業費14%削減となっており、本県で進めているさまざまな社会基盤の整備に大きな影響が及ぶのではないかと大変懸念しております。

このような中、去る11月19日に、国が本県で進めている事業の来年度計画について、九州地方整備局長から知事に対し説明がありました。具体的には、九州新幹線の全線開業を見据え整備が進められている国道57号の立野拡幅や国道208号の玉名バイパスは、供用に向けた必要額を確保し着実に整備を進めることや、球磨川、白川等の河川改修は計画的に進めるといった説明もありました。

一方では、中九州横断道路の阿蘇大津道路は休止、さらに九州横断自動車道延岡線や南九州西回り自動車道は、大幅に予算を削減といった非常に厳しい内容も含まれておりました。その際、知事からは、事業費を確保し必要な事業を着実に進めるよう求めたところでございます。

土木部といたしましても、引き続き国に対し、社会基盤の整備がおくれている地方の実情を訴えるとともに、本県にとって必要な公共事業が着実に実施されるよう強く求めてまいります。

次に、川辺川ダム問題への対応についてですが、前原国土交通大臣に対し、9月の現地視察及び10月の面会の際に、知事からは球磨川の治水対策と五木村の振興を要望し、大臣からは、いずれもしっかりとやっていくとの回答をいただいています。

その後開催された第5回「ダムによらない治水を検討する場」では、これまでの議論を踏まえ、国から主体的に今後の治水対策の取り組み方針案が示されたところでございます。今後もダムによらない治水対策の実現に向け、スピード感のある取り組みを国に求めるとともに、県といたしましても、必要な取り組みについてその役割を果たしてまいります。

それでは、今定例県議会に提案しております土木部関係の議案について御説明いたします。

今回提案しております議案は、補正予算関係議案4件、条例等関係議案7件、報告関係2件でございます。

初めに、補正予算の概要について御説明いたします。

今回の11月補正予算は、経済対策関連の予算や、梅雨前線豪雨に伴う県管理の道路や河川等の公共土木施設の災害復旧に要する経費等に伴う補正でございます。合計で3億5,703万6,000円の増額補正をお願いしております。

あわせまして、公共事業の発注の平準化等を図るため、県単独の公共事業について9億6,890万円の債務負担行為を設定し、事業の早期かつ円滑な執行を図ることとしております。また、次年度へ繰り越す繰越明許費の設定として、546億6,200万円をお願いしております。

次に、条例等関係議案につきましては、条例の改正として、熊本県道路占用料徴収条例及び熊本県流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について、熊本県営住宅条例の一部を改正する条例の制定についての2件、市負担金関係では、九州新幹線鹿児島ルート博多・新八代間の建設工事の経費に対する市町村負担金についてを1件、工事請負契約の締結についてを1件、専決処分報告及び承認についてを3件、計7件の御審議をお願いしております。

このうち、熊本県営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは県営住宅をより有効に活用するために、子育て世代等を対象とした定期借家制度に基づく期限つき入居制度を導入するとともに、高齢者や障害者等に対する優先的な措置を講じることとしたものなどでございます。

報告案件につきましては、県営住宅の明け

渡し請求及び延滞家賃等支払い請求に係る訴えの提起等に係る専決処分の報告について、2件を御報告させていただきます。

その他、報告事項につきましては、川辺川ダムに関する最近の状況について外1件でございます。

以上、議案の概要等を総括的に御説明申し上げましたが、詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、御審議のほどをよろしくお願いいたします。

今後とも各事業の推進に積極的に取り組んでまいりますので、委員各位の御支援と御協力をよろしくお願いいたします。

○守田憲史委員長 次に、付託議案等について、関係課長から順次説明をお願いします。

○鷹尾監理課長 監理課の鷹尾でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、座って説明をさせていただきます。

最初に、資料の御確認をお願いいたします。

今回は、建設常任委員会説明資料が1冊、その他報告事項2件を御用意をいたしております。

それでは、まず、お手元の建設常任委員会説明資料によりまして、第1号議案平成21年度熊本県一般会計補正予算の内容について御説明をさせていただきます。

1ページをお願いいたします。

平成21年度11月補正予算資料でございます。このページは土木部全体の予算額の状況を記載をいたしております。

今回の補正予算におきましては、先ほど部長総括説明の中でありましたとおり、経済対策関連予算の増減や梅雨前線豪雨に伴う災害復旧費などの予算を計上をいたしております。

その内訳でございますが、上の表の2段

目、今回補正額の欄をごらんをいただきたいと思っております。一般会計の内訳といたしまして、左の方から、一般会計普通建設事業といたしまして、補助事業が6,014万4,000円の減額、単県事業が3億9,716万7,000円の増額。災害復旧事業といたしまして、補助事業が957万2,000円の増額、単県事業が3,570万1,000円の増額を計上いたしております。

投資的経費の合計は3億8,229万6,000円の増額となっております。

消費的経費につきましては2,526万円の減額を計上いたしております。一般会計の計といたして3億5,703万6,000円の増額でございます。

補正後の一般会計の合計予算額、その2つ下の段をごらんいただきたいと思いますが、1,442億8,706万6,000円でございます。

なお、右の特別会計につきましては、今回補正額はございません。

特別会計を含めました11月補正後の合計額でございますが、一番右下、合計欄の4段目でございますけれども、1,530億1,126万4,000円となっておりますのでございます。

次に、3段目の方に、うち経済対策分を記載をいたしております。内訳といたしまして、一般会計の普通建設事業といたしまして、補助事業で6,583万7,000円の減額、単県事業で3億9,716万7,000円の増額、投資的経費は3億3,133万円の増額でございます。なお、消費的経費につきましては2,526万円の減額ということで、合計で3億607万円の増額となっておりますのでございます。

表の方には記載をいたしておりませんが、本年度の6月補正以後の経済対策に係る予算の合計額といたしましては、340億1,561万6,000円となっておりますのでございます。

次に、2ページの平成21年度予算総括表をお願いいたします。

各課の補正額とその財源内訳をそれぞれ記載をいたしております。道路整備課が1億5,

000万円の増額、河川課が5,096万6,000円の増額、港湾課が4,426万円の減額、都市計画課が2億7,000万円の増額、住宅課が6,967万円の減額となっております。

財源の方でございますが、表の最下段の土木部合計欄をごらんをいただきたいと思いません。

財源内訳といたしまして、国庫支出金が6億4,093万8,000円の増額、地方債が3億3,000万円の減額、その他が2,895万円の増額、一般財源が1,714万8,000円の増額となっております。

土木部全体の予算は以上でございます。

3ページをお願いいたします。

今回、監理課の補正予算でございますが、平成22年4月1日から実施をする必要がありますので、建設単価調査の業務委託につきまして、債務負担行為の設定をお願いするものがございます。金額は1,927万9,000円でございます。

以上、監理課の予算でございますが、これから6ページ以降、各課の予算の説明に入ります前に、私の方から2点ほど、全体に共通しております項目につきまして御説明をしておきたいと思いません。

まず、単県事業に係ります今回ゼロ県債を設定をいたしております。4課合計で、部長説明の中にありましておおり、9億6,890万円の設定をお願いをしておるところでございます。これは事業発注の平準化と早期発注によります事業効果の早期発現を図ったために、債務負担行為の設定をお願いをするものがございます。

次に、2点目でございますが、資料の中、例えば5ページ2段目でございますが、単県道路災害防除費におきまして、財源内訳の中で、国庫支出金が4億5,900万円増額、地方債につきまして同じく4億5,900万円の減額、説明欄に財源更正と記載をしてあるものがございますが、これは各事業費は変わりま

せんが、国の経済対策に伴います交付金等を最大限活用するため、財源更正を行うものがございます。

また、10ページ、砂防課の分でございますが、これも財源更正でございます。2段目、通常砂防事業費につきまして、補正額にも財源内訳欄にも数字がございませんが、これは地方債の種別の変更による財源更正ということでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○西山首席土木審議員兼道路整備課長 道路整備課の西山です。よろしく願いします。

座って説明させていただきます。

4ページをお願いいたします。

2段目の単県道路改築費でございますけれども、先ほど監理課長の方から説明がありましたとおり、ゼロ県債の設定ということでございまして、相良人吉線の山江村におきまして、限度額を1,000万としてゼロ県債の設定をお願いしております。これは内容的には改良後の舗装ということで、梅雨までに舗装を終えてしまいたいということでございます。

その下の段の地域活力基盤創造交付金事業費でございますけれども、これは経済対策に伴う増としまして、玉名山鹿線、玉名市ほか1カ所におきまして1億5,000万円をお願いしているものがございます。

道路整備課計としましては、補正額が1億5,000万でございます、合計が318億4,765万円ということでございます。

以上でございます。

○古賀道路保全課長 道路保全課の古賀でございます。座って説明いたします。

資料5ページをお願いいたします。

上から4段目の道路舗装費でございますが、右説明の欄に記載のとおり、田迎木原線ほか25カ所の舗装補修や側溝整備に係る3億

8,100万円の債務負担行為を設定するものでございます。これは道路の舗装、路面が極めて悪い箇所や道路側溝の老朽化が著しい箇所などで、事故などの管理瑕疵に即つなげる可能性があるなど、梅雨までに工事を完了する必要がある箇所の対応を行うものでございます。

道路保全課は以上でございます。

○野田河川課長 河川課長の野田でございます。よろしくお願いいたします。

最上段の河川改良費でございますけれども、569万3,000円の増額を計上しております。これは2段目の河川等災害関連事業費で、右説明欄にございますように、ことしの梅雨前線豪雨に伴い被災しました増永川、岩村川の改良復旧に伴います事業費の増及び平成19年に被災しました改良復旧事業を行っております柏川の、国の再調査に伴います事業費の減によるものでございます。また、これに伴いまして待ち受け予算の減も行っております。

次に、3段目の単県ダム改良費でございますが、説明欄に記載しておりますとおり、亀川ダムにおいてゼロ県債2,790万円を限度額とする債務負担行為の設定をお願いしております。これは上水道を供給するための機械設備でありますフォロージェットバルブが破損いたしました。上水道の供給に支障を来さないように、早急に更新を行うものでございます。

次に、5段目の河川等補助災害復旧費で957万2,000円の増額を計上しております。内容といたしましては、その下の市町村災害復旧指導監督事務費で、市町村の災害復旧事業に係る指導監督事務費でございます。

次に、下から4段目の河川等単県災害復旧費につきましては3,507万1,000円の増額を計上しております。これは国の補助災害復旧事業の対象基準を満たさない箇所に係る単県災害復旧事業費でございます。

以上、河川課の補正額は、最下段にありま

すとおり5,096万6,000円の増額でございます。

よろしく願いいたします。

○潟山港湾課長 港湾課の潟山でございます。よろしくお願いいたします。

資料の7ページをお願いいたします。

まず、1段目の港湾管理費でございますが、港湾利用促進事業費としまして2,526万円の減額を計上しております。この事業は、コンテナ利用緊急対策助成事業としまして、熊本港と八代港のコンテナ貨物利用者への支援助成を行う目的で1億26万円を計上しておりましたが、長引く不況の影響で利用見込みが当初予想を下回ることに伴う減でございます。

次に、港湾建設費でございますが、1,900万円の減額を計上しております。これは港湾調査費の中で単県港湾事業調査の事業費確定に伴う減でございまして、熊本港と八代港における調査費の減でございます。

次の、単県港湾整備事業費につきましては、ゼロ県債の債務負担行為の設定でございまして、単県港湾維持浚渫事業の熊本港ほか3カ所で限度額5億5,000万円を設定するものでございます。これはノリ養殖期間の9月から3月までを除き、4月から8月までにしゅんせつ工事を行う必要があるためでございます。

以上、港湾課計としましては4,426万円の減額補正でございまして、補正後の合計は10億4,637万6,000円となります。

港湾課、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○船原都市計画課長 都市計画課の船原でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、資料8ページをお願いいたします。

街路事業費でございますが、地域活力基盤

創造交付金事業費における新市街水前寺線の街路事業につきまして、国の経済対策に伴い2億7,000万円の増額をお願いしております。

これによりまして、都市計画課の補正後の予算総額は420億4,272万8,000円となります。

御審議のほどをよろしくお願いいたします。

○小林住宅課長 住宅課の小林でございます。よろしくお願いいたします。

9ページをお願いいたします。

住宅建設費といたしまして6,967万円の減額をお願いをいたしております。

その内訳でございますが、2段目の公営住宅建設費で、外壁改修設計費等の入札減によります減額が383万3,000円、それから3段目の公営住宅ストック総合改善事業費でございますけれども、経済危機対策に伴うストック総合改善事業費として外壁改修を予定をいたしておりましたけれども、国費の内示減によります減額でございます。6,583万7,000円の減額を行うものでございます。

補正後の住宅建設費は、最下段でございますけれども、22億3,836万2,000円となります。

以上、よろしくお願いいたします。

○鷹尾監理課長 監理課でございます。

11ページをお願いいたします。

平成21年度の繰越明許費についてでございます。

繰越明許費につきましては、平成19年度まで、翌年度に繰り越しが必要となる事業を見きわめました上、2月補正予算案とあわせて設定を行ってきたところでございます。ただ、12月議会で繰越明許費の設定をいただくことができますれば、早期の発注、早期完了が可能となるというところから、財政課関係

から繰り越し設定の時期について協議を行ってまいりました結果、昨年、平成20年度から12月議会で御提案をさせていただいておるのでございます。

なお、平成19年度までは繰越明許費として設定をする金額につきましては、事業箇所単位で可能な限り積み上げ等を行っております、現時点では金額を正確に見込むことが困難という事情もございます。過去の実績等を用いて概算で設定を行っておるところでございます。

土木部における平成21年度の繰越明許費スキームでございますが、まず1の第1号議案一般会計につきましては534億3,000万円、第2号議案港湾整備事業特別会計におきましては9,200万円、3番目、臨海工業用地造成事業特別会計におきましては8,000万円、それから4番の流域下水道事業特別会計につきましては10億6,000万円の設定を今回提案するものでございます。

なお、一般会計、特別会計を合わせました土木部合計といたしましては、一番下の合計欄に記載しておりますとおり、546億6,200万円となるものでございます。可能な限りの現年度執行に向けて年度末までしっかり努力をしていきたいと思っております。

以上、よろしくをお願いいたします。

以上でございます。

○古賀道路保全課長 道路保全課でございます。

13ページをお願いします。

第16号熊本県道路占用料徴収条例及び熊本県流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

14ページの概要で説明させていただきます。

条例の名称につきましては今申しましたとおりで、熊本県道路占用料徴収条例及び熊本県流水占用料等徴収条例の一部を改正する条



例でございます。

制定改廃の必要性でございますが、平成21年度中に合併しまして新市に移行する旧町村の区域に係る平成22年度分までの道路の占用料の額及び土地占用料の額を町村の区域の額に据え置くために、関係規定を整備する必要があるためでございます。

内容について申しますと、合併によりまして市へ移行する町村の区域の占用料は、合併後は市の区域で料金を徴収するということになることから、実質的な値上げとなります。

このため、市町村合併を支援する観点から、平成22年度分までの占用料を据え置くといった経過措置を設けるものでございます。これまで、過去の合併した町村につきましては同様の措置をとってきております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○小林住宅課長 15ページをお願いいたします。

第17号議案熊本県営住宅条例の一部を改正する条例の制定について、御説明をさせていただきます。

15ページから18ページまでが今回の条例の内容でございますけれども、19ページの概要で御説明をさせていただきます。19ページをお願いいたします。

まず、制定改廃の必要性でございますけれども、県営住宅に対する入居希望者が増加しております。県営住宅への入居が困難な状況が続いております。こういう中で、県営住宅をより有効に活用するために、高齢者や障害者等、特に今住宅の支援が必要な方に対する優先的な措置を講ずるとともに、子育て世帯に対する期限つき入居制度を導入いたしまして、あわせて県営住宅の管理を適正に行うために必要な規定の整備を行うものでございます。

具体的な内容でございますけれども、まず

(1)点目でございます。階段昇降が困難な高齢者あるいは障害者の方々を、1階または2階の低層階、またはエレベーター設置棟に優先的に入居できるようにするなど、入居者を決定する際に優先的な措置を講ずる対象者に関する規定を整備するものでございます。なお、災害の被災者等公募によらず入居できる対象を明示することといたしました。

2点目は、子育て期間など、特に住宅に困窮する期間に集中的、優先的に住宅を提供できるようにするために、期限つき入居制度を導入するものでございます。主なものとしましては、小学校卒業前の子供と同居する世帯に対しまして、10年または義務教育終了までのいずれか短い期間で入居をしていただきます。なお、期間終了時点で低所得者である方につきましては、一番小さな子供さんが高校卒業まで延長することといたします。

3点目のその他の規定の整備といたしましては、入居決定後、入居可能日から15日以内に入居しなかった場合の入居決定取り消し規定の整備や、連帯保証人が死亡をしたり、あるいは住所が不明になった場合などに、保証人の変更を行う規定の整備等を行うものでございます。

なお、改正をいたします本条例の施行につきましては、周知期間を置きまして平成22年4月1日から施行することといたしております。入居者募集に関しましては、来年6月の募集から本制度を導入いたします。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○船原都市計画課長 都市計画課でございます。

資料20ページをお願いいたします。

九州新幹線鹿児島ルート博多・新八代間の建設工事の経費に対する市負担金について説明をいたします。

今回の市負担金は、国の経済対策に伴い9月定例県議会におきまして補正計上をいたし

ました県負担金に対するものでございます。なお、今回の市負担金の金額につきましては、国の地域活性化・公共投資臨時交付金による負担軽減措置がなされたことから、100分の1に相当する額としているところでございます。

以上でございます。

○鷹尾監理課長 監理課でございます。

21ページをお願いいたします。

第19号議案工事請負契約の締結でございます。

まず、工事名は、国道324号地域連携推進改築(知十橋下部工その2)工事。工事内容が、橋梁下部工。工事場所が、上天草市松島町今泉地内。工期が、契約締結の日の翌日から平成23年10月28日まで。契約金額が、4億9,665万円、これは税込みでございます。契約の相手方が、味岡・哲建設工事共同企業体。契約の方法が一般競争入札でございます。

入札の経過及び結果につきまして、22ページの資料により御説明を申し上げます。

まず、1番、競争入札に参加する者に必要な資格でございますが、建設工事の種類を土木一式工事。特A2者による、共同企業体による発注といたしたところでございます。格付等級、営業所の所在地、施工実績、配置予定技術者等々に関する条件につきましては、記載のとおりでございます。

2番の評価に関する基準でございますが、この工事は入札時に施工計画書等の提出を求めまして、技術評価と入札価格を総合的に評価をして落札者を決定する総合評価方式で実施を行ったところでございます。評価値の算定については記載のとおりでございます。

23ページをお願いいたします。

本件入札につきまして、五つの共同企業体より参加申し込みが行われ、平成21年10月26日に開札を行いました。この結果、味岡・哲

建設工事共同企業体が技術評価点95.8、入札価格、これは税抜きでございますが、予定価格5億5,400万円に対して4億7,300万円の入札をされました。評価値20.2537、最高値となったところから落札と決定をしたところでございます。

以上でございますので、よろしく御審議をお願いします。

○古賀道路保全課長 道路保全課でございます。

25ページの23号議案から29ページの25号議案につきましては、道路管理瑕疵に係る専決処分報告及び承認についてでございます。全部で3件ございます。いずれも概要で説明させていただきます。

まず、26ページをお願いします。

第23号議案主要地方道宇土甲佐線でございますが、日時が、平成18年10月11日午後7時ごろ。場所は、宇土市三拾町の主要地方道宇土甲佐線。過失割合は、道路管理者が5割、被害者が5割。損害額及び賠償額でございますが、損害額が14万7,782円、賠償額は5割ということで7万3,891円でございます。

事故の状況につきましては、和解の相手方が、富合町方面から宇土市方面へ自転車で進行中に、道路左側の側溝の一部ふたのない部分に気づかず転落し、顔などを負傷したというものでございます。

次に、28ページをお願いします。

第24号議案主要地方道本渡下田線でございます。日時が、平成21年8月5日午前11時20分ごろ。場所は、天草市天草町福連木の主要地方道本渡下田線。過失割合は、道路管理者が10割。損害額及び賠償額でございますが、損害額が10万9,593円、賠償額は10割ということで10万9,593円でございます。

事故の状況につきましては、和解の相手方が、軽四輪乗用自動車の下田北方面へ進行中に、道路左側ののり面から落下してきた石と

衝突し、車両を破損したというものでございます。

次に、30ページをお願いします。

第25号議案一般国道219号でございます。日時が、平成21年9月5日午前9時30分ごろ。場所は、八代市豊原上町の一般国道219号。過失割合は、道路管理者が10割。損害額及び賠償額でございますが、損害額が13万3,895円、賠償額は10割ということで13万3,895円でございます。

事故の状況につきましては、和解の相手方が人吉市方向から八代市市街地方向へ普通乗用自動車で行進中に、道路左側ののり面から落下してきた石と衝突し、車両を破損したというものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○小林住宅課長 住宅課でございます。

今回、2件の専決処分の御報告をさせていただきます。

31ページをお願いいたします。

報告第3号の専決処分の報告は、県営住宅の家賃滞納者に対します県営住宅の明け渡し及び延滞家賃等の支払請求の訴えの提起を行うものでございます。

31ページから32ページが内容でございますけれども、33ページの概要で御説明をさせていただきます。

今回の明け渡し等請求に係る訴えの提起は、6カ月以上または10万円以上の家賃滞納者で、自主的な滞納解消が見込めない者5名を、11月16日に熊本地方家庭裁判所に提起したものでございます。

この5名につきましては、これまで何回となく納入指導を行ってまいりましたが、呼び出しにも応じない、また納入の誓約はするものの守らないといった滞納者でございます。

滞納総額は138万8,100円、滞納月数は76カ月となっております。

これまでの訴訟の実施状況は下表に掲げておりますが、今回が37回目の提訴となり、提訴した者は964名となっております。

続きまして、34ページをお願いいたします。

報告第4号の専決処分報告は、県営住宅の延滞家賃等の支払いについて、起訴前の和解を行うものでございます。

34ページから35ページが内容でございますけれども、36ページの概要で御説明をいたします。36ページをお願いいたします。

専決日は平成21年10月23日です。この和解は、6カ月以上または10万円以上の家賃滞納者で、自主的な滞納解消が見込める者12名を、11月16日に熊本簡易裁判所に和解の申し立てを行ったものでございます。

滞納総額は270万200円、滞納月数で113カ月となっております。

この12名につきましては、先ほどの第3号報告の提訴の対象者と異なりまして、滞納解消のため家賃納付を誓約する意思を示しているために、訴訟を提起する前に裁判所が関与するもとの、今後の支払い方法等について和解を行うものでありまして、この和解の内容は判決と同様の効果があり、より迅速かつ効率的に強制力を伴う手段を確保していくものでございます。

これまで和解の実施状況は下表に掲げておりますが、今回が10回目の和解となり、申し立てた者は137名となっております。

県営住宅の家賃滞納解消につきましては、入居者が低額所得者でありますことから、滞納額がふえるとなかなか解消できなくなることから、早期の督促あるいは訪問徴収などを実施をいたしまして、新たな家賃滞納者をふやさないよう努めているところでございます。今後も口座振替払いの促進や徴収嘱託員による訪問徴収の強化など、徹底した徴収の促進により滞納防止に努めてまいりたいと考えております。

以上で報告を終わります。よろしくお願いたします。

○守田憲史委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思いません。御質問はありませんか。

○児玉文雄委員 さきの一般質問で吉永先生が、西回りの方は来年度予算はどれくらい減るかという質問をされ、補足説明をいただいたんですが、かなり減るようなことを聞いて、これはあと横断道路にしろ、中九州高規格自動車道にしろ、減るのは当初予算プラス補正予算、それに対してきょうこれを見ると、部長説明では14%となっておりますね。

これは公共工事全般に対して14%ですか。できますならば、予算もできておらぬから確定はしておりませんかですが、これくらいは減るんじゃないかという数値がわかればぜひ説明をいただきたい。西回りから横断道路、中九州高規格、その点についてお答えをお願いします。

○鷹尾監理課長 来年度の概算要求でございますが、国の方でも既に発表されておりますけれども、国土交通省関係といたしまして、公共事業費関係は総額で14%減という大幅な削減がなされておるところでございます。具体的には21年度当初で5兆7,324億円が、平成22年度の概算要求で4兆9,167億円、対前年度比0.86倍、8,157億円の減という状況でございます。これはあくまでも概算要求ということでございます。

この大幅な削減につきまして、本県の事業にもいろいろ影響が及ぶということは、御指摘のとおり大変懸念をしておるところでございます。本県で実施をしております個別の事業にどういうふうに影響をしてくるのかということについては、まだ詳細明らかになって

おらず、現時点では情報収集に努めているという状況でございます。

ちなみに、道路関係事業につきましては、事業費ベースで国庫補助事業で21%の減、それから交付金事業で20%の減、直轄事業でも20%の減ということで、軒並み2割減というような内容となっておりますのでございます。

あと河川、港湾等々それぞれのベースでの要求概要については発表されてはおるところではございますが、具体的にどれくらいという数値を現時点でお示しせよということでございますが、その点についてはもうしばらく情報収集に努める必要があるかというふうに思っておるところでございます。

○児玉文雄委員 吉永先生のを聞いたところでは、西回りがかなりの減額になると、それも聞いたんですが、そのペースで仮に減額になると、確定はしておらぬでしょうか、ある程度のはわかると思うんですよ。

例えば、今監理課長が言った20%という数字であるならば、横断道路が54億8,000万ですから、その20%というとかかなり減るわけですね。そればってん、吉永先生から聞いた数字よりそっちの方が幾らかいいんじゃないかなと。2割となると、例えば50億の2割だったら10億円ですね、それくらいで本当に済むのかという気がするんです。

中九州高規格自動車道は、あれはたしかトンネルだけだったんでしょ、1,000万円か、あれは全部チョンということらしいですが、大体、課長はどれぐらいの予測を立てておられますか。具体的でなくてもいいんですが、ある程度、これくらいは引かれるだろうと、もう予算を組まなきゃいかぬ時期も来とるから、ある程度わかっておられると思います。

○西山道路整備課長 先ほど監理課長が申したように、全般的に言えば8割になりますと

いうこととございます。ただ、方針が、供用が近いものとか、要するに重点的にやる部分がございますので、それで上下のでこぼこが出てくると思います。

西回りでいえば、去年が補正まで入れて70数億だったと思いますけれども、現在の概算要求でお示しされているのは35億から43億だったですかね。

○児玉文雄委員 だから、5割ぐらいになるわけですね。

○西山道路整備課長 6割ぐらいになります。

○児玉文雄委員 その数字でほかの直轄にも仮に当てはめるとなると、これは大変な減額になるわけですね。

横断道路はちょっと情報はありますか。延岡線ですかね。

○西山道路整備課長 延岡線につきましても、今の概算要求されているのは20億から25億という話ですね。

○児玉文雄委員 かなり昔にさかのぼった予算になってしまいよごたるですね。

○西山道路整備課長 まあ、そういうことなんでしょうかね。

○児玉文雄委員 すると、部長が言われた14%というのはどういう数字だったんですか。

○松永土木部長 私が御説明しました対前年度比14%の減といいますのは、公共事業全体で示した国土交通省の枠自体が14%でございまして、それが個別の路線、あるいは道路、河川ということで、個別の事情でずっと概算要求で積み上げてまいりますと、各個別によ

ってはかなり下回るものが出てまいります。

今回、整備局長が知事のところに説明にまいりまして、そのときの説明の内容が、新幹線開業等を見越して完成を急がなければならない、これについては必要額をまず充てます、そちらについては十分な手当てをさせていただく分、どうしても遅くなってくるところが出てくるということで、今の道路整備課長が御説明いたしましたような個別によって差が出てきているということとございます。

○児玉文雄委員 それと、ちょっとこれはお尋ねですが、今西回りにしろ、横断道路にしろ、中九州にしろ国の直轄なんですね。だから、その場合県は負担金分だけを計上するのですか。直轄についてはするのかわからないか、その点をちょっとお聞かせください。

○西山道路整備課長 直轄事業につきましては、県は負担金を出すということになります。

○児玉文雄委員 だから直轄は、今個別に考えると5割とか、5割以上も減するところがあるということは、直轄はかなり減額が大きいというふうに考えた方が正しい考え方だったんですか、どうですか。

○西山道路整備課長 先ほど申したように、要するに前年度の8割程度になるということで、これは全国的な話でございますけれども、その中で要するに重点的にやる箇所、それからもう少し延ばす箇所とか、そういうものを勘案されて個々の箇所については予算をつけられると思います。

○児玉文雄委員 なかなか理解しにくいあれだけど、それなら個別には幾らですよということはまだわかっていないわけですね。

○西山道路整備課長 先ほど申しましたように、概算要求の時点ではございますので、最終的な決定ということではございません。

○児玉文雄委員 もう結構です。わかったようでわからなかった。

○守田憲史委員長 ほかにありませんか。

○渡辺利男委員 部長の総括説明の中にあつた件でお尋ねしますが、不正経理の件について、たびたび何か後から後から出るものだからですね。

昔というか、県が自主調査したときのものだということでは言われましたけれども、日曜日のきのうの新聞を見てびっくりしたのは、業者に3万7,500円のデジカメを納入させていたということについて、道路保全課は誤解を招く不用意な受け入れ処理だが、委託業務で物品納入が伴うことそのものは、規則などに反していないというコメントをされていますけれども、県民の意識と県庁の職員の意識とは随分違うなど、公金の使い方もうこういうふうにして特段、その規則に反していないからいいんじゃないかというふうな受けとめ方しかできないですよ、こういう記事見ると。

だから、その後、一番最初に、知事が就任されてから皆さんに自主的な調査をされたところから何度も言われたと思うんですけども、どういうふうに職員の意識について、公金を取り扱う意識について周知とか研修をされたのかということ。

もう一つ、3万7,500円のデジカメを業者に納入させたということ。3万7,500円というお金は結果的にどこからこれは出ているんですか。

○鷹尾監理課長 まず、この問題について本当に県民の皆様方に大変御迷惑をおかけをしておりますこと、重ねておわびを申し上げた

と思います。もう既に3月の自主調査、それから先般の会計検査の結果を受けて、内容については御報告、御説明をしておるところでございます。

自主調査の際に、職員の公金に対する意識の希薄さ、目的が手段を説得するといいますか、あるいは予算の使い切り等々いろんな問題、意識改革の問題があるかということではございまして、たびたびこの問題については関係職員に意識啓発を行ってきたところでございます。

先般、それぞれ幹部職員をすべて県庁の大会議室に集めまして、この問題の発生の原因、それから今後の意識改革に向けた取り組み等々研修を行ったところでございます。また、先ほど部長の方からお話がありましたとおり、土木部におきましても一般職員方の研修を行うのとは別に、今回のデジカメの件につきましては、緊急に各関係の職員を集め、再発防止に向けた意識啓発に取り組んでいきたいと思っておるところでございます。

2点目の、このお金がどこから出たかというお話、御質問でございますけれども、これは八代振興局の維持管理課の方で、県道修繕費、道路維持修繕費を年間委託契約を行っておりまして、この委託契約の経費の中から捻出をされたものでございます。

以上でございます。

○渡辺利男委員 それでは、この業者に例えば消耗品を何か買うつもりで一応お金を預けといて、その中からこの備品を買わせたということではなくて、事業委託費からこれを出させているということですか。

○鷹尾監理課長 御指摘のとおりでございます。

○渡辺利男委員 それはあれですか、キックバックの意図はないと書いてあるけれども、

結局そういうことになりやせぬですか、事業費から違うやつを買わせるなんてですたい。

○鷹尾監理課長 今回、報道にあります中身につきましても、既に3月の調査の際に報告を行っているわけでございます。これは年間の維持管理業務の委託を行いました際に、維持管理課で使用しておりましたデジタルカメラが故障をしたということで、備品購入費がなく手当てができない、どうしても緊急に、至急必要だというようなところから、当該業者にその依頼をしたものでございます。

P T調査の際、整理を行う際にはいわゆる差しかえの一部ということで理解をして整理を行い、またその職員の処分や返還等も行っておるところでございます。いろいろ誤解を与える面もあったかと思いますが、こんなことがないように今後ともしっかり関係所属に対して指導を徹底したいというふうに思っております。

○渡辺利男委員 ということは、今までもそういうやり方があったわけですたい。それぐらい、いろんな事業を業者に委託すると、本来はこっち側の土木維持課なら維持課の備品で買っとくべき部品とか、そういうようなやつを、道路を発注したり、橋を発注したり、その際にその中から買わせるということは、今までもあったということですか。

○鷹尾監理課長 これは職員の自己申告に基づいて提出をさせたものでございますが、極めてレアケースというふうに私ども思っております。そのようなことはほかの事業においては無いものというふうに考えております。

○渡辺利男委員 極めてレアケースというけれども、何かそれは問題ないというふうな認識だから、差しかえと一緒にというけれども、あの調査の結果、いただいとった差しか

えとは随分中身が違うんじゃないですか。発注した事業費から買わせるということでしょう。では、発注するときの入札価格の中にこういうのが大体入っるとるわけですか。

○鷹尾監理課長 委託費の積算に当たりましては、直接必要な経費等関連の管理していません一般的な諸経費、こういうもので構成をされているところでございます。

○渡辺利男委員 だから、こういうのをいれとって問題ないわけですか。

○鷹尾監理課長 そういうことはございません。そういうことはあってはならない話でございます。私どももそういうことはないように、各振興局にもしっかり今後ともこういうような事例を紹介しながら、周知を図っていきたいというふうに思っております。

○渡辺利男委員 では、道路保全課がこれに答えているのはどうなんですか。委託業務で物品納入が伴うことそのものは、規則などに反していないと答えられておるじゃないですか。

○鷹尾監理課長 一般的に、業務委託につきましていろんなケースがあるわけでございます。今回のようにサービス、役務を提供するだけの委託契約と、それから一定の成果品といいますか、物品納入に伴うものもあるということで、今の御指摘のところについては、行っていることそのものが検討されるというような意味ではなくて、少し言葉足らずなところもございしますが、一般的にいわゆる差しかえという形で整理をして、差しかえという形で不適正経理の一例として、3月PT調査の中で整備をして処置をしたということについての説明であろうというふうに思っ

おります。そのこと自体を是とするものではないというふうに思っております。

○渡辺利男委員 物品納入を伴うこともあると今言われた以上は、ほかにもあるということですか。そういうことがあっていただけですか。そのサービスの役務以外にも物品の納入を委託業者からもらうこともあるということは、ほかにもそういうことは当然あり得るということですか。

○鷹尾監理課長 これは土木部の業務ということよりも、広く一般的な委託業務の形の中でという意味でございます。例えば、コンピューターのソフト開発を行いました際に、仮にその設計の中で、例が適当かどうかわかりませんが、コンピューターそのものの取得費を計上しておいた場合には、それは成果品として開発されたソフトと同時に引き継がれるということもあり得るわけでございます。そういういろんな一般論としての例として引き合いに出したものであろうと。今、差しかえという形での整理の仕方についての説明であらうというふうに思っております。

ですから、そのこと自体は問題ないんだと言っているものではございませんので、重ねて御説明を申し上げます。

○古賀道路保全課長 保全課長の古賀です。

この記事に関しましては、先ほど監理課長の方からも説明がありましたけれども、この中で言っております、委託業務で物品納入を伴うことはありますというふうな話を私もしました。その内容としましては、年間委託業務の中では、舗装の穴ぼこのポットホールの修繕とか、それから山間地域の融雪剤、雪とか氷を溶かす作業も入っております。

その中で、融雪剤とかポットホールの補修材あたりは、袋詰めをやつを業者が購入して

そこで使うとか、もしくはうちの方から支給してという場合もありますけれども、その中で指示した数量の分だけが必要なかったというときにはその物として残るものですから、それを県が引き取るという場合もあるということで、マスコミの方には説明したところでございます。

ですから、今回の不適正経理、差しかえということについて、いいということでのコメントはしていません。

以上でございます。

○渡辺利男委員 新聞記事というのは余り全部が全部書かぬで、ポイントだけ書きますから、受けとめ方で、非常に違う受けとめ方をされる部分があることは、私どもの発言もなかなか正確に書かれぬ場合もありますからよくわかりますけれども、ただ今言われたような物品ならばわかるけれども、県の備品となるようなやつを、事業費の中から、おい、買ってくれよということで買わせることが今までもあったのかと思うと、これはやっぱりちょっとおかしいなと。これは癒着そのものですよ。それについては非常にレアな例だと言われるけれども、本当にこれ1件かなとやっぱり思わざるを得ないんです。

今回の不正経理でまた11日に発表された額の際に、支出額と納品価格との間に差額があること自体に問題があるとは考えていないと、知事自体がこんなことを言っていますから非常に私びっくりしたんですけれども。この中では、八代地域振興局土木部維持管理課の金が非常に差額が突出して多いですね。これはどういうことですか。

○鷹尾監理課長 今の関連で、年間の委託経費が約1,000万ほどございます。そのうち差しかえといいますか、デジタルカメラとして納入されたものが3万円でございます。その残余についてはこの中に入っております。



関係で、どうしても八代振興局の額が、その3,000万円のうち1割程度額が大きくなったものというふうを考えております。

○渡辺利男委員 それぞれ出先でやられていますけれども相当額が違うというのは、やっぱりそこにもう伝統的にそういう何か土壌がつくられておったといいますか、会計責任者には引き継ぎが当然あるわけでしょう。そういう土壌がやっぱり八代には、ああ、やっても構わぬよというふうないわば土壌があったんじゃないですか。どうなんですか。

○鷹尾監理課長 その具体的な原因について、どういう地域特性といいますか、地域差についていろんな事情が考えられるかと思っております。今委員御指摘のようなことも全くなかったのかと言われると、そこは自信のないところでございますが、いずれにしても、具体的にどういう要因で特定の地域振興局で起こったのかというところまでは、申しわけございませんがうちは正確に分析はできていないというところもありますが、御指摘のようなことも参考にしながら、今後対策をしっかりと考えてまいりたいというふうに思っております。

○渡辺利男委員 この問題については最後に部長にお尋ねしますが、これだけ何回も何回も出てくると、本当チェックする私どもとしても何か嫌になりますよ。去年は県議会として決算を不認定にしたわけですよ。その重みというのは、相当重く受けとめてもらわないと、何か執行部は、決算を不認定したからといって法的に何ら効力もないからと思うところかもしれぬけれども、地方分権改革推進委員会の今年度の答申では、やっぱり不認定になるということは本当に大変なことなんだと。

それに対して改めて知事が説明をしたり、

県民にいろいろ説明をする以上のことをやっぱりしていかないと、このままでは、例えば私どもは調査権とか請求権はありますけれども、現地調査権というのは監査委員しかありません。行って、帳簿を見せろということは私どもできないんです。そういうことまで議会議員に付与せざるを得ないのではないかと、いうふうなことまで書いてあるんです、これだけです。

だから、その重みを受けとめていただいておりますなら、ことしの4月以降はこういったことは絶対ないだろうなと思いますけれども、もしあったら私どもの議会のチェック機能は笑われますから、4月以降絶対ないかということについてはいかがですか。

○松永土木部長 実は、今回の新聞記事になりましたことも、県が実施しました自主調査で調査したことで、既にそれぞれの担当者から申告をしていたものでございまして、新たに発生したことではないということ。それと、それを会計検査等で——会計検査院は業者に対して調査権ありますから、全部調査した結果、1件でございますが別件が出てきましたけれども、県の自主検査自体がかなりの精度、それぞれ良心的に申請をされていたということ。これをもちまして、今回の新聞記事等につきましても既に県としては整理がなされたものということで、知事のああいう発言になったものだと私は考えております。

それと、今後、ことしの4月以降、委員がおっしゃいました、こういうことは絶対あり得ないようにということについては、我々も重く受けとめておりまして、先ほど監理課長が申しました職員の意識改革、これがまず第一だと思いますし、再発防止のための制度としての改善、これは納品に際してのチェック体制の強化、そういうことも含めまして、会議があるたびにそれぞれ話をしておりますし、先ほど私がいさつの中で申しましたよ

うに、今月中も2回ほど会議がありますので、その中で再度職員の意識改革等についても、それぞれ話をさせていただきたいと思っておりますのでございます。

以上でございます。

○中原隆博委員 先ほどの説明の中で、熊本県の住宅条例の一部を改正し、子育て世帯であるとか、あるいはまた高齢者や障害者に対する優先的な措置というような形で、これは高く評価したいと思うんです。

その反面、この県営住宅の明け渡し請求や延滞家賃の支払い請求というような形で、これも相当な数の方々に対して訴訟を起こすというような状況が列記されておるわけでございますけれども、まずこの払えない人に対する連帯保証人というのはつけていらっしゃると思うんです、それに対してどういう対応をとっておられるかということ。

と同時に、もうこういった、ただですら派遣切りとか、あるいはリストラに遭ってどうしようもないと、あしたの生活もままならないというようなところで、相反するような2つの事象が今世の中で起こっておるわけです。だから、これは弁護士を立てて訴訟の代理人としてあるわけでございますけれども、詳しい内容をちょっと、名前とか訴訟を起こすということだけではわかりませんので、この内容をもう少し深く説明していただければありがたいと思います。

○小林住宅課長 御質問の件につきましてお答えいたします。

まず、滞納した場合の措置に対してでございますけれども、滞納した場合には、1カ月で督促状をそれぞれまず発送いたします。3カ月待ちましてそれでも納入がない場合につきましては、催告書を発送いたしますとともに連帯保証人に対しても支払いの請求をいたします。発送した後、それぞれ滞納者から

の相談を受けたり、あるいは相談の中で分納誓約をする方もいらっしゃいますし、3カ月から6カ月の間でそういった相談を行ってまいります。

今回、また6カ月以上10万円以上、それでも滞納した人につきましては、分納誓約をしない方につきましては、最終催告書を発送をいたしまして呼び出しを行います。例えば、今回の滞納訴訟につきましては、最終的には82名を呼び出しをいたしております。結局、滞納6カ月以上10万円以上で支払いがあつたり、短期間での分納誓約をした人たちにつきましては、法的措置へ移行することをしておりませんが、今回はそのうち、先ほど申し上げましたように、支払い意思のあつた12名につきまして即決和解、それから5名につきまして提訴を行ったということでございまして、これにつきましては申し上げましたように、滞納1カ月から督促状なり催告書の発送なり、あるいは連帯保証人への支払い請求といったものも行ってきているところでございます。

また、連帯保証人につきましては、ある程度の所得のある方、そしてできるだけ親族で保証人をお願いしますということを現在は行っているところでございます。

以上でございます。

○中原隆博委員 そもそも御案内のとおりで、低所得者の方はこういう形で入居なさるわけですから、連帯保証人がある程度高額ではないとなかなか難しいという面もあると思うんです。それと、やっぱりこれは民間のアパートなんかもそうですけども、非常に開き直りというような形で、ずるずるずるずるといくというようなケースもあるわけです。そういたしますと、先ほど渡辺委員からお話があつたように、県は——新聞記事だけでとらえてはなんですけど、不正経理もあるんじゃないかと、我々みたいな弱者から何でこうい

うことをするんだと言われかねないようなこともやっていかないと、なかなかこれは回収は難しいと思うんです。

それと同時に、それぞれ皆さん方こういうことで払えないとか、さまざまな条件を並べられると思うんです。だから、そういうところに対して、やはりきちんとした対応をとっていかねばならないというふうに思いますし、もう少し……。追い出して、その方たちがまた路頭に迷うということがあってはならぬというふうに思いますので、その兼ね合いというのは非常に難しいと思います。

しかしながら、その辺の緩急をつけたやり方というのはやっていかないと、あの人たちがあれだけ払わなくて入っておられるのであればということで、それが引き金となって、私もあるけれども払わないという形で、延滞が多くならないようなことをしていただきたい。これは要望で結構でございます。

○守田憲史委員長 小林課長、何かあったらお答えください。

○小林住宅課長 今お話にありました県営住宅につきましての入居者というのは、先生もおっしゃいますように、皆さん低額所得者でございます。最近の雇用不安もございまして、離職したとか、そういった場合に非常に低額になる場合もございまして。そういった場合につきましては、家賃の減免等も含めまして相談に応じることもいたしておりますので、できるだけ福祉部局とも連携を図りながら、委員おっしゃいましたように住宅政策に取り組んでまいりたいと考えております。

○中原隆博委員 今おっしゃったように、民間の場合はかぎをチェンジしたりとか、いろんなことがあるわけですがけれども、県営住宅でありますからやはり税金でもって成っているわけですから、分納とか、少しずつでも払

いますからというようなどころに対しては、やはり柔軟な対応をお願いしたいと思えます。

以上でございます。

○守田憲史委員長 ほかにありませんか。

○渡辺利男委員 住宅課が出ましたので、ついでにちょっと。

この条例改正は、中原先生も言われましたように、子育て期間などを集中して支援してということで私は大変評価しているんですけども、その中で優先的入居で、階段昇降が困難な高齢者とか障害者を低層階に入居できるようにするということですが、今までこういうのは何もやってなかったんですか。あれだけ潮谷さんの時代にはUD、UDと言いなはったつにですたい、その時代にせぬで今ごろなのかなという気持ちがあるんですが、どうなんですか。

○小林住宅課長 まず、入居募集につきまして、高齢者、障害者あるいは子育て世帯等につきましては、倍率優遇というのを1点はとっておりました。それから今委員おっしゃいました高齢者、障害者等に対する施策といたしましては、4階、5階にお住まいの方たちにつきましては、非常に階段昇降等も困難になってまいりますので、現在住みかえ制度を既に設けておりまして、1階、2階に住みかえを希望される方につきましては、団地の中で優先的に1階ないし2階に住みかえをしていただく制度というのをとっております。

ただ、これにつきましても非常に希望者も多うございまして、現在希望されている方が全団地で150名近くいらっしゃいますが、既に入られた方が大体3分の1程度ということで、1階、2階を現在確保しながら高齢者、障害者の方々に対する優先的な措置を講じているところでございます。

○渡辺利男委員 わかりました。

都市計画課にお尋ねしますが、8ページで、経済対策に伴う新市街水前寺線で2億7,000万組んでありますが、これほどこの部分をどうするんですか。

○船原都市計画課長 今現在、電車通りの新水前寺駅と市電乗りかえをスムーズにするということで今事業をやっております。今現在、高森線の上に大きなけたが乗っております。その前後を現在工事しておりますので、この経済対策2億7,000万円をもちまして事業の進捗を図るということでございます。

○渡辺利男委員 新水前寺駅の結節機能強化については、随分前から取り組まれてやっと工事に入っておるわけですが、それに国の経済対策が来たから、その金をこっちにちょっと上増ししてのせよということなんですか。

○船原都市計画課長 この完成時期は、新幹線の開業に合わせるという現在目標を持っております。その目標に向けて事業の前倒しということでございます。

○渡辺利男委員 経済対策ということで出たおったもんですからね。

ついでに、監理課長なのかお尋ねしますが、今現在で1,530億ぐらいの土木部全体の予算のうち、ことし、今年度に入ってから経済対策として積み増しして組んだやつというのはどれくらいなんですか。

○鷹尾監理課長 きょうの冒頭説明で申し上げましたとおり、6月補正以後の経済対策に係る予算の合計額は、340億1,561万6,000円でございます。

○渡辺利男委員 340億を経済対策としてことし使っておるといことですね。

それで、国も県もですけども、経済対策として予算を打ち出すときには、何万人の雇用が創出されますとか、県でいえば何百人とかの雇用がこれで創出されますとか、経済波及効果がこれで期待できるというふうに発表しますけれども、経済対策を打った後の事後評価というのはやっとなるんですか。

例えば、土木部がこれで340億あたりことし使ったけれども、来年になって、去年の経済対策でどういう効果が出たというのは、そういう評価はされているんですか。

○鷹尾監理課長 公共事業につきましては、社会資本整備の促進をするということはもちろんございました。長い間公共投資の方が、一つの地域経済の活性化につきまして、経済対策予算という側面も持たれてきたところでございます。

確かに、経済対策の効果というような評価もあろうかと思いますが、あくまでも社会資本整備を進めるという本旨でございまして、そういう観点からも取り組んでいるということで、特に特別の経済指標等を用いた評価というのは土木部では行ってはおりません。県庁全体の中でそれは別途評価されているのではなかろうかというふうに思っておりますのでございます。

○渡辺利男委員 では、それを、評価をやってないけども、県全体としてはやるというのはどういうことですか。ここでせぬで、どこで全体的にそういう数字が出てくるのか。

例えば、産業連関表なんかを使って、この部分に幾ら落とせばどれだけの波及効果が出てくるとか、そういう積み上げはできるはずでしょう。それを土木部ではやらぬで、県全体ではやると思いますというのもわからぬ。それぞれの部がそういう事後評価をやって積

み上げて、県全体としてどれだけの効果がありましたというならわかるけれども、土木部はうちはやりませんけれども、県全体としてはやると思いますではおかしいんです。

○鷹尾監理課長 社会資本整備率といいますか、道路の改良率でありますとか舗装率でありますとか、こういう観点での事業発現効果という形は一つあるかと思っておりますし、そういう数値の向上という面は、一つの成果として評価といいますか、評価の対象になるのではないかとこのように思っております。

○渡辺利男委員 経済対策、緊急にやっぱりこの景気を回復するためにということの趣旨で国から金が出るんだけれども、県としてやる場合は、なるべく雇用創出になる部分とか、あるいは県内の経済に、ほかのことに使うよりもここに打ち込んだ方がうんと波及効果が大きいぞとか、そういうことで判断して使っていくよるものと思うんですけども、そうじゃないわけですね。ただ、来たから何か使わにゃいかぬと。

こないだの議会でも言いましたように、例えば県内の道路舗装が今まで年間28億だったけど、ことしはぼーんと90億ぐらいになっとる、それは要するに用地買収の手間が要らぬから、ここにぶち込んでというふうなことだけで考えてもいいんですか。

○鷹尾監理課長 あくまでも社会資本が本県においておくれた、九州各県に比べても平均を下回っているということで、おくれた社会資本整備を進めることで、事業の発現効果というものは根本的にあるかというふうに思っております。

そういうものを進めるというのが、土木部における一番の主眼ではないかというふうに考えておるところでございます。その結果、

これは日銀等が短期経済観測とか、こういう形で発表しておる中で、一つの経済対策効果といいますか、そういう評価につながっていくのではないかとこのように考えておるところでございます。

○渡辺利男委員 社会資本整備をやるときは、将来的にやっぱり県内のプラスになるということはわかりますけれども、そんならあわてて来年の3月までに何もかにも使わぬちゃよかと思うんですけど、片や急いで使わぬと景気回復にならぬといいながら、使う方は、いや将来社会資本整備をやっとけば、これに使っとけば将来県のためになるんだというぐらいの発想でしょう。

○鷹尾監理課長 経済対策というものをどのエリアで考えるかということで若干視点は違ってこようかと思っております。国においてリーマンショック以来の極めて厳しい金融情勢、こういうものに呼応するため、昨年からたび重なる経済対策が打たれてきておる、まあ総量として評価していくということは一つあるかと思っております。そのあたりは国においてそういう観点から評価をされ、計算をされ、予算が経済対策に基づいて利用されたものではないかというふうに考えております。

○渡辺利男委員 以前も言ったかと思っておりますけれども、やっぱり93年ごろも年間10兆円ぐらいの補正が組まれたりどんどんしてきましたけれども、結局あのとときと同じ経済対策の使い方なんです。もう少し、もっと緊急に雇用が生まれたりとか、あるいは県内の経済にすぐ効果が出るようなことに、もっと何か知恵が知らぬのかなと常に思うとるわけです。

これからもやっぱり景気対策、経済対策で緊急に国が予算を組むことがあると思っておりますけれども、そういう際に、じゃ今度来るときはこういうのに使おうとか、そういう知恵を

あらかじめ何か皆さんで、素晴らしい知能の持ち主ばかりだから、今度来るときにはこういうところに使おうとか、そういう何か準備をしておいてほしいなというふうに思います。

これは要望です。

○守田憲史委員長 ほかにありませんか。

○堤泰宏委員 毎回住宅のことでちょっとお尋ねをしておりますけれども、まあ同じことでありますが、専決処分の33ページですね、ここに家賃を払わない方の提訴実施状況、これ数が出ていますね。バブルの最盛期、県庁あたりの地価が坪100万とかいいよったその時期ですよ、昭和62年から平成7～8年ぐらいまでですね。このときもかなり被告の数は多いわけですね。景気が悪くなったから家賃が払えないということには、すぐはならぬような気がいたします。

結局、あそこの家賃が安いから、高い家賃を払うよりもこれは楽ですね、簡単な話がだれでもそうだと思います。楽に暮らして、そしてなるべく払わぬでも追い出されぬからというような人がおるんじゃないかなと、全部がそうじゃないと思いますけども。そして、時がたちまして本当に不況が今いわれております。本当に職がなくなると、バブルのころは、どうしてもいかぬならば、ちょっとパートに行こうとかか、何かちょっと仕事をしようかと思うとったと思うです。

生活保護の方がここに入居されておるかどうかは、私はそぎゃんとは余りわかりませんが、そのころは生活保護の申請をすれば、簡単には認可がおりたとは思いませんけれども枠があったと。最近では生活保護の資金が枯渇しかけるとという話も聞きますので、もしそういうことがずっと続いて仕事がない、生活保護も受けられぬということになりますと、当然家賃は払えぬわけでありませ

からこれを追い出すと、すると路頭に迷う、これはできないと思うんです、公共的な県営住宅では。

それで、それならどうするかと。では、家賃を払わぬでずっと居座らせるかと、私は今難しい分岐点に来ると思うんです。それで、私ときどきお話ししますけども、とにかく早く民間に県営住宅あたりは払い下げて、民間で管理させると。これは所得が低くて家賃を払い切らぬ人、これを県で全部かぶらにゃいかぬですよ。それか、知事がはまって強硬手段でつまみ出しきるか、それをしきらぬならこれは分岐点ですよ。

ああた、失業率がどこですか。しかし、これは数字の上での失業率ですけども、本当は内面的な失業率というのはとても怖いですよ。話が長うなっただけですけど、例えば農村部あたりは、ほとんど自立した農家というのはいないですよ。専業農家の中で農協の借金を清算して残れるというのは、専業の農家の中で1割もおらぬですよ。そういう状況の中で家賃ば払いきらぬというのは、何か近い将来当たり前になるような気がするんです。

これは民間の宅建協会なんか聞かれるとある程度数字が出てくるかもしれないですけど、民間の低家賃のアパートに住んどる人たちが、最近滞納が非常に多いんです。民間は法的な手段でこれを追い出しますよ。かわいそうな人たちがいっぱいおると、荷物も何も部屋の外にぶり出すわけですね。県はこういうことはできぬと思いますので、私はここ辺は考えときなはったがよいと思うですよ。私たびたび住宅のことを申し上げますもんですから、きょうもちょっとますます深刻になるような感じがしたもんですから。

もう一回大事なところを言います。住宅家賃を払わぬでも居座らせるのか、つまみ出しきるのか、表現が悪いかもしれぬけど、ここ辺を決めときなはらぬと、これは来ますよ。

ちょっと課長の将来の、どうしようかなという気持ちを聞きたいと思います。

○小林住宅課長 滞納者につきましては、御承知のように現在入居の滞納者で約700名ぐらいいらっしゃいます。この方たちは1カ月から10カ月ぐらいといろいろいらっしゃいますけど、委員おっしゃいましたように、滞納者につきましては、1カ月滞納いたしますと督促状を発送し、また連帯保証人に対しても請求するなど、できるだけ早い時期に、やっぱり家賃が安いとはいいますが、家賃がたまってきますとなかなか払えない状況になりますので、できるだけ早い時期に督促を行うということを現在も進めているところでございますし、またできるだけ口座振替払いの促進を勧めているところでございます。

現在、7割ちょっとが口座振替でございませうけれども、口座振替の促進、あるいは早期の督促ということで、できるだけ滞納が重ならないようにということで、現在取り組んでいるところでございます。

この滞納者につきましては、できるだけ早い時期に呼び出しをいたしまして、分納の誓約等をお願いをしているところでございますし、またどうしてもこういった相談にも応じないという方もいらっしゃいます。そういった方には積極的なこういった提訴を行って、強制執行等による退去をお願いしていくという手段を、今後も積極的に取り組んでいきたいというふうに考えております。

○堤泰宏委員 それじゃ、行く先がない人でも強制的に退去させるという方向で県は行くというふうに受け取っていいですか。それはできますか。

○小林住宅課長 現在、強制執行等を行っておりますが、その際には公共的な住宅の照会なり等はしておりますけれども、退去される

方の行く先をこちらの方で完全に紹介をして差し上げるということまではしておりませんで、あくまでも滞納者につきましては強制執行して出ていっていただくということを、現在は行っているところでございます。

○堤泰宏委員 それじゃ、具体的に強制執行して出された数とか、強制執行して出した後にその人がどうなったか、全く知らぬじゃ済まぬと思うんです。それを教えてください。

○小林住宅課長 強制執行の申し立てを行いましたのは現在までで約350名でございまして、これの強制執行の断行までいきましたのが、そのうちの約6割が断行しております。

その断行の後、強制執行を行った入居者がどこにその後行かれたかという詳しい内容までは、現在把握をいたしておりません。

○堤泰宏委員 じゃ、わかりました。強制執行を今までもされておりますので、今の説明では、今からもやるというふうに受けとめます。それは決めたらやらぬとしようがないけんですね。ただ、県営住宅を出された人を受け入れる民間住宅というのは極めて少ないと思うんです。

○吉永和世委員 ことし、本年度とっていいんですかね、格付の見直し、また発注標準の見直し等を行ってスタートして、13カ月予算、あるいは1次補正があって現時点までは来ていると思うんですが、倒産件数ですね、去年に比べた倒産件数というか、そこら辺はどうなっているのかなと思いますけれども。

○鷹尾監理課長 県内建設業の倒産状況についてのお尋ねではないかと思いますが、21年度8月末現在で、全体倒産件数72件のうち建設業者は23件ということでございます。倒産件数は31.9%ということで、例年40%前後で

推移をしておりましたが、経済対策等々の効果もあり、現在は3割程度にとどまっているのではないかとこのように考えておるところでございます。

○吉永和世委員 それで、心配するのは、来年度予算がまた大幅に減少するであろうというふうに思うんですが、その中でやはり本年度スタートした格付の見直しとか、そういうのがまたないとかぬのかなというふうに思うもんですから、そういった方向性というのはあるのかなのかちょっとお尋ねいたします。

○鷹尾監理課長 来年度の予算の状況が今後絡まってくるわけでございますので、格付等の見直しにつきましても、その予算の動向を見ながら総合的に考えていく必要があるかというふうには思っておりますが、今現時点で具体的にどうということまではお示しできないという状況でございます。

以上でございます。

○吉永和世委員 現状はピラミッドと言うより、鉛筆型と言った方がいい状況なのかなと思っておりますので、建設産業としてより再生しやすい環境というんですか、そういったものをつくっていただくように僕は要望させていただきます。

○上田泰弘副委員長 済みません、今のに関連してですけど、今吉永先生がおっしゃったとおりで、来年はもっと厳しい状況になると思います。そのパイ自体が減るわけですから、そのパイの取り合いというのが今どこでも非常に目につくような気がします。

例えば、総合評価方式を取り入れた入札なんかにしても、やっぱり県全体で考えるというのも一つのあれですけど、そこにもともとずっと雇用を生んでいて、そこで納税されて

いる会社というのはあるわけですから、その辺が少しでも総合評価方式あたりにも反映されるような評価の仕方というか、そういうのも一度考えていただければという要望をさせていただきます。

○守田憲史委員長 ほかに質問はありませんか。

○高木健次委員 20ページの新幹線鹿児島ルート博多線の負担金についての条例なんですけど、ここに工事名で、一応平成21年度9月補正の経済対策分ということで限定をされていますね。負担すべき金額をこの3市が県の100分の1負担ということになっています。これは全く新しいものですね。今までこういうことはなかったんだろうというふうに思いますけれども。

今いろいろ負担金とかなんとかで県あたりも、国の直轄事業あたりの負担金は払わないとかというふうな状況の中で、これは特別新幹線の工事に限ってのもんですから、意味合いとしては便益に係る隣接・沿線市町村が負担をすべきものということで、この辺もう少し詳しくお話ししていただければと。

これはまた、当然3市との協議の上でこういう条例を制定するわけでしょうから、さらに100分の1というけど、この3市の負担金はどのくらいの金額になるのか、よかったらその辺もうちょっと詳細に……。

○船原都市計画課長 まず、100分の1ということについてですが、経済対策においては国の方で譲渡負担金、県の負担金についても軽減措置がなされておりましたので、今回は特別ということで100分の1でございます。

それと、市の負担金額についてでございます。6月の議会におきまして承認をいただきました予算としましては、3市合計で1,237万円でございます。これは県の負担金が49億



5,200万というものに対する負担金でございます。

それと、負担金の内訳でございますが、まず負担金の算定方法でございます。新駅を設置される市における都市計画区域の用途区域を通過する、その区域内での新幹線工事に対する負担金ということになります。

負担金額でございます。玉名市が435万7,000円、熊本市が790万7,000円、八代市が12万3,000円、以上でございます。

○高木健次委員 県の負担金が49億5,200万というは、この100分の1はないわけですね、1,237万というのは。

○船原都市計画課長 そういうことでございます。先ほど申し上げましたように、例えば八代市における用途区域相当の区間内での建設工事費に対する負担金ということでございます。

○高木健次委員 ここに今負担すべき金額が規定をされていますけども、大体駅整備というか建設、この辺がほとんど、またあるいは周辺のアクセス道路、この辺の負担金というものは含まれるわけですね。

○船原都市計画課長 負担金の中身は、もちろん駅も入っておりますが、これまで整備してきました土木工事、それから今度軌道を引きいたり、あと電気工事とかあります、そういう工事費も含まれております。

○高木健次委員 すると、これは21年度、今回限りで大体市負担金というのはないということですね。

○船原都市計画課長 負担金はこの建設に関連しては来年まで続きます。建設がある期間は……。

○高木健次委員 まだ追加も出てくるということですね。

○船原都市計画課長 来年の負担金については、県の負担金にその内訳として、先ほど申し上げましたような用途区域内等での工事があれば、負担金が発生するということでございます。

○高木健次委員 これは3市とも協議をされて、きちんと了解をされてやっておるということですね。

○船原都市計画課長 市に了解等をいただいて、協議をいたしまして了解をいただいておりますということでございます。

○高木健次委員 よろしいです。

○守田憲史委員長 ほかにありませんか。

○渡辺利男委員 港湾課長が何か物を言いたそうにしとんなるけん、いっちょ潟山さんに聞きますけれども、7ページですけれども、港湾調査費で、熊本港ほか1港で4億円の調査費がついています、当初ですね。これは何の調査ですか、4億円は。

○潟山港湾課長 当初の4億730万円でございますが、これは県内各港、県管理港は18港ございますが、この18港でそれぞれ補助事業でない部分、あるいは今後補助事業に取り組む部分、それらについて調査する必要がある調査費ということで設定していたものでございまして……。

○渡辺利男委員 これは、当初の4億の調査費は県内18港のトータルなんですか。右側には「熊本港外1箇所」となるとるから、2カ

所で4億もかけて何ばすつとかなと思ったんですが、減額がこの2カ所ということなんですか。

○潟山港湾課長 今回1,900万の減額というのは、熊本港と八代港についてでございますが、先ほどの当初の4億730万につきましては、そのうち3億が港湾長寿命化計画策定費ということでございまして、県内県管理の18港分のそれぞれ港湾施設の今後の長寿命化を図るための調査費ということで、6月補正でいただいた分でございます。

○渡辺利男委員 ついでに、その下の債務負担行為をしてあります。当初が4億5,300万ですが、このしゅんせつ事業ですね、熊本港のしゅんせつ事業は年間幾らなんですか。

○潟山港湾課長 熊本港はこの4億5,300万のうち、2億5,000万がその予定でございます。

○渡辺利男委員 毎年大体そのくらいの額を使っているわけですか。

○潟山港湾課長 前の年は、ちょっと前後しますが、1億から2億という範囲でございます。

○渡辺利男委員 わかりました。

○守田憲史委員長 ほかにありませんか。

○吉永和世委員 建設産業の合併の問題がありますね。県として推進していますから。ちまたでAクラスとAクラスが合併すれば特Aになるとか、そういう話もあるんですが、実際のところはどういう形になるんですか。

○鷹尾監理課長 合併について、これまで県

の方で20件認定をしておるところでございますが、特Aになった業者はおりません。あくまでも算定に当たりましては、特Aについては、合併特例を適用して特Aにするという措置は適用していないところでございます。

○吉永和世委員 そういうことはあり得ないと思っていわけですか。

○鷹尾監理課長 今のお尋ねの、A同士が合併して特Aになるかということについては、要項上それは対象にしないということにいたしております。

○吉永和世委員 あり得ないということですね。

○鷹尾監理課長 A同士が合併をして特Aになるということはない。特AとAとか、特A同士とかということは、これは当然あり得る話でございますけれども、A同士が合併をして、年度中途において、定期の格付以外において特Aに昇格するということは、制度上認めていないところでございます。

○守田憲史委員長 ほかに質疑はありませんか。

（「ございません」と呼ぶ者あり）

○守田憲史委員長 なければ、以上で質疑を終了します。

ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号から第4号まで、第16号から第19号まで、及び第23号から第25号までについて一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○守田憲史委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外10件について、原案のとおり可決または承認することに御異議ありません

か。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○守田憲史委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外10件は、原案のとおり可決または承認することに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第の記載事項について、閉会中も継続審査にすることを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○守田憲史委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申し出が2件あっております。

まず、報告について執行部の説明を求めた後、質疑を受けたいと思います。

それでは、河川課長から説明をお願いします。

○野田河川課長 河川課でございます。

川辺川ダムに関する最近の状況についてというふうなことで御報告をいたします。

球磨川の治水についてというふうなことで、(1)にありますように、「ダムによらない治水を検討する場(第5回)」が、21年の10月20日に開催されました。

①にありますように、大臣の建設中止表明を踏まえまして、国土交通省から以下の提案があったということで、この四角の囲みの中は、後ろの方の説明資料で御説明いたします。

その次のページにございますカラー版がございます。こちらの方をお願いいたします。

右上に別紙1とございますけれども、この別紙1の方でまず説明いたします。

左上にありますように、＜早急に治水安全度・地域防災力を向上させる(案)＞といたし

まして提案がございました。

右肩の上にありますように、赤囲みは、直ちに実施する対策、青い囲みは、実施に向けた検討に直ちに着手する対策というふうなことでございます。

その具体的な例としましては、左の上からいきますと、直ちに実施する対策としまして、左上の萩原地区の堤防の補強とか、その2つ下の堆積が著しい箇所への河床掘削とか、その下にあります宅地かさ上げというふうなことで、この宅地かさ上げにつきましては、現在620戸のうち大体7割ぐらいがかさ上げが済んでおりますけれども、残りの3割について直ちにかさ上げを実施すると、そのようなことだと思えます。

それと、右上に行きまして、市房ダムの再開発、これにつきましては実施に向けた検討に直ちに着手する対策というふうなことで、早急に対策を実施する箇所が示されたところでございます。

次、後ろの方に別紙2というのがございます。裏面でございます。

＜治水安全度を一層向上させる対策(案)＞というふうなことで、直ちに実施する対策の後に、さらに向上させるというふうなことでありまして、右上の方に凡例がございまして、赤の囲みが、社会的、技術的、経済的な面からの実現の可能性についての検討に着手する事項というふうなことでございます。

左の方にありますように、中流部の再かさ上げというふうなことで、これにつきまして再度かさ上げが必要な箇所が出てきた場合に、それをどのようにやるかということで検討に着手するというふうなことでございます。

右の方にいきますと、遊水地などの貯留施設の整備というふうなことで、これにつきましても検討に着手していくというふうなことで示されたところでございます。

済みません、最初に戻りまして、報告書の

方でその説明をいたします。

それに対しまして②でございますけれども、流域の首長から以下のような意見が出されたというようなことで、(ア)でございます。遊水地案については、このような場というような、検討する場で議論されているけれども、現場におろした場合、非常に現場としては温度差があるというふうな御意見がございました。

それと(イ)、かさ上げ事業で上がった家屋が、今後浸水することがないようにお願いしてほしいというようなことで、かさ上げにつきましては非常に体力、エネルギーを必要といたします。一たんどこかに移っていただいて、かさ上げが済んで再度家を建ててまたもとに戻るというようなことでございまして、ちょうど区画整理のようなことをやりますので、非常に期間もかかるし、その間の仮住居も要るというようなことで、非常にそれに対して懸念を示されたというようなことでございます。

(ウ)としまして、市房ダム水位引き下げについて、土地改良区と十分協議してほしいということで、この市房ダムにつきましては、利水面で非常に地域に貢献しております、その利水の容量がどうなるのかというふうなことににつきまして、十分土地改良区と協議してほしいというふうなことでございます。

(エ)としまして、河床掘削は球磨川の景観などほかに与える影響を十分検討してほしいというようなことで、球磨川下りにつきまして、名のある瀬とか、名のある淵とかいろんな命名された名勝がございまして、そういうところが掘削によってなくなることが非常に懸念されるというふうな意見がございました。

③番でございます。次回の会議では、国が今回提示した取り組みの案につきまして計算した効果、例えば水位がどれぐらい下がるとか、そういうことが次回示されることとなり

ます。

(2)今後の対応方針でございますが、今後もダムによらない治水対策の実現に向けて、スピード感のある取り組みを国に求めていくとともに、県としましても必要な取り組みについてその役割を果たしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○生田建築課長 建築課でございます。よろしく申し上げます。

報告事項の2をお願いいたします。

現在、環境生活部を中心に進めております地球温暖化対策の推進に関する条例、仮称でございますが、この中で建築物、あるいは住宅における温室効果ガスの排出量削減等を図るために導入を検討しております熊本県建築物環境配慮制度、これも仮称でございますが、これについて御報告させていただきます。

まず、条例の素案、概要がどのようになっているかでございますが、地球温暖化対策に関しましては、経済や生活との両立等を基本に、それぞれの各部門ごとの対策や各主体の連携による総合的な対策、特に一定規模の事業者等を対象としました3つの計画書制度、次に括弧書きに記載しておりますが、計画書制度等を導入することとしております。その一つが建築物環境配慮制度でございます。

どういった内容かといいますと、(1)にあります制度スキームですが、建築主等が環境配慮措置の評価結果を含めた建築物環境配慮計画書を県に提出していただく。提出いただいた県は、計画書等の概要をホームページ等で公表する。これはPRとしての公表という位置づけを考えております。

どういったものを対象にするか、(2)でございますが、②③にありますように、既存建築物も含めまして任意の提出というふうにしてありますが、①にありますように、床面積

2,000平米以上の建物の新築あるいは増改築をする場合には、義務づけをさせていただきたいというふうに考えております。

こういった内容を計画していただくかというのが(3)でございますが、太陽光等の再生可能エネルギーの利用や温室効果ガスの削減につながるような環境配慮措置、あるいは環境性能評価結果について、計画書で報告していただくことを考えております。

それによりまして、期待される効果としましては、建築主がみずからの省エネ、省資源化などの環境配慮のための具体的な行動を起こしていただけるのではないかと、あるいは再生可能エネルギー等を利用する設備の導入が図れるのではないかと、あるいは先ほど申しましたように既存建築物についても制度を設けますので、環境性能を評価する機会につながり、環境に配慮した改修が促せるのではないかと、というようなことを考えております。

今後のスケジュールでございますが、来年2月の定例県議会に条例提出の上、4月1日施行を目指しておるところでございますが、建築物環境配慮制度につきましては、設計期間等も配慮しまして、若干施行時期をおくらせる予定で考えております。

裏面に、検討経緯を示しておりますが、県の環境審議会あるいは条例検討委員会で審議いただくほか、大規模事業者の方々との意見交換会、あるいは中小規模事業者、市町村等への条例骨子案の説明会等を開催したところでありまして、さらに先週の8日、火曜日まで県政パブリックコメントを実施したところでもあります。

建築物に関しては、特に意見は出ていないという報告をいただいております。

以上でございます。

○守田憲史委員長 報告が終了しましたので、質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

○渡辺利男委員 河川課長にお尋ねでございますが、2枚目の絵に載っていますけれども、早急にやる対策の中で、下の方の人吉地区の部分築堤と載っていますね。これは人吉市街地の左岸の部分ですけど、ここはなかなか立ち退きが難しくずっと残っていた部分ですよ。ここの築堤の工事ができるということは、立ち退きとかなんとかに応じられたわけですか。

○野田河川課長 河川課でございます。

まだ立ち退きに応じられたということではございませんで、この箇所は昔の川幅のまま残っておって出っ張っているというふうなことで、これが治水上非常に支障になっているというふうなことで、ここを精力的に撤去したいというふうな意思で、早急に、直ちに実施するというふうなことで挙げておりますが、まだ交渉に応じられたという状況ではございません、ということで聞いております。

○渡辺利男委員 わかりました。

○守田憲史委員長 ほかに質疑はありませんか。

○中原隆博委員 河川課長にお尋ねいたします。

先ほど球磨川の治水の中の②で、「流域の首長から、以下のような意見が出された。」ということで、(ア)ですね、「遊水地案については、この場での議論と現場に降ろした時の議論とでは、相当な格差が出る。十分な検討が必要。」というふうになさっておられるわけです。

それで、今報告の資料の別紙2ですね、遊水地などの貯留施設の整備には「検討に着手」という形になってはいますが、これは買い上げたんですか。買い上げるんですか。そ

れとも借りるんですか。

○野田河川課長 河川課でございます

遊水地などの貯留施設の整備につきましては、県から御提案させていただいたときは、地役権と買い上げ、両方を併用するような形で御提案させていただきました。その中で、地役権を設定する場合は面積が広く要る。といいますのは、掘り下げを前提としておりませんので、農地として使いながら遊水地としても使わせていただくというふうなことになりますので、広い面積が要ると。

買い上げる場合は掘り下げることができませんので、面積を狭くできるというふうなことがございますので、そこらあたりについて、地区地区でどのような方式がよろしいのかということについて検討していきたいということで、ここに検討に着手するということで計上させていただいておるところでございます。

○中原隆博委員 これはなかなか地権者との問題もありますし、難しいということは私も重々承知しておりますので、地元のそういった方々と十分に検討なされて、相手方の納得のいくような形で解決を図っていただきたいと思えます。

以上でございます。

○守田憲史委員長 ほかに質疑はありませんか。

○堤泰宏委員 私は川辺川ダムについては初めてお尋ねします。

この流域の首長さんからの御意見とかいろいろ出ております。私は初めて川辺川ダムについてお尋ねしますが、新聞等では、流域の首長さんの中で、ダムが必要という首長さんが何人おられるかどうか知りませんが、ある村の首長さんは、ダムが要る、要

らぬじゃなくて自分たちは反対をしとったと、苦渋の選択をして引っ越したから、途中でやめてもらうと困るということでありますから、これはダムの必要論と大分私はかけ離れているような気がいたします。

それから、この6ページをちょっと見てください。6ページに平成21年度の河川課の予算が載っていますね。河川改良費とか、それから災害復旧費とかいっぱい載っておりますが、合計すればこれは100億ぐらいです、100億。そうすると、これは川辺川ダムが建設のまないたのにつてから40年か50年かは私知りませんが、熊本県下全体では河川の予算というのが数千億使われとると思うんです。

昭和何年ぐらいは県の予算の規模も小さいですから、100億単位はなかったかもしれぬけども、時価にすれば100億でしょうね、それ以上あったと思うんです。経済成長のころは200億程度の予算ば県で組んどったと思うですよ。その中の金がこの球磨川、川辺川流域の河川の予算として執行されとるわけですね。

河川の改修費をゼロに辛抱しといて、ダムがなければ治水ができないというのであればかなり信憑性がありますけれども、河川の改良には金をふんだんに使ってダムの工事は待たすと、流域の首長は一番大きいところは八代、その次は人吉、この人たちの意見はどうも推進派と違うような気がいたします。

とにかく、私は県議会に来て10年お世話になってはいますが、川辺川ダムのことばかりですよ。不必要とは言いませんけれども、いつかは川辺川ダム、球磨川に今まで河川課が突っ込んだお金がどのぐらいの金額なのか、やっぱりマスコミあたりにも報道をして、これだけ川辺川ダム、球磨川の治水には県も国も努力をしておりますと、そういうことも一回おっしゃってみたいかがですか。

金は使うたけども効果はゼロというのでは、これは話にならぬと思うんです。効果が

40年、50年のうちあつとるはずです。私は、これは川辺川ダムは余りよそのことだけん言うたこともありませんけど、きょうはちょっと流域の首長さんからって、この人たちの意見はああたいつから聞いとるですか。前の知事のと時から何か会合、それから地区の住民集会、かなり私はあっていたような気がします。

ちょっと課長、何か効果があつとるのかないかぐらいはお答えができると思います、河川改修の。

○野田河川課長 川辺川ダム事業、それと球磨川の改修事業につきましては、御存じのとおり直轄事業でございます。球磨川の改修事業といいますのは、先ほど御説明いたしました萩原堤防の補強とか、人吉地区の河道の改修とか、そういう河川改修をやっております。その事業費が大体年間20億とか、そういうペースで事業がなされております。そのうちの2～3割が県の負担というふうなことで毎年事業が進められております。

それと、川辺川ダム関連事業としましては、ダムに関連するつけかえ道路とか、そういうダムに関連する事業、頭地の代替地の造成とかいうのがやられておまして、これにつきましても毎年の予算のうちの2～3割が県の負担というふうなことで、そういう2本立てでやっております。

ですから、ダム事業としましては、まだダム本体には入っておりませんので、その関連事業が粛々とやられておまして、これは五木村にとりましては生活基盤だというふうなことで、強く要望されているところでございます。

それと、首長さんたちの参加でございますが、このダムによらない治水等を検討するとき、どういうふうなスキームでいこうかというようなことでかなり議論をいたしました。その中で、流域の安全に責任を持つ者の一端

として首長さんもいらっしゃるというふうなことで、それと特にこの12市町村長さんにつきましては、球磨川の治水、それと川辺川ダムの建設につきまして非常にかかわりが強いというようなことで、そのような観点から今回は同意をいただいて、参加をしていただいております、それなりに有意義な意見をいただいているという状況でございます。

○堤泰宏委員 川辺川ダムの——数字はわからぬと思うです、球磨川に国の金でも県の金でも一緒ですよ、ここは一応県の予算しか書いてありませんから、今までかなり莫大な金がつぎ込んであると推測できるわけです。その効果がゼロであっては困るわけです。かなりあつとるはずですよ。

ですから、川辺川ダムの建設の話が出てきたときと今とでは、この治水の話は大分変化があつとるんじゃないでしょうかということをお尋ねしたかったもんですから、何なら答えはまた後からでん教えてもらおうよかです。

○野田河川課長 ダム関連の事業費の中でどれだけ投資して、うち県の負担がどれだけあったかというのはありますが、済みません、本日は資料として持ち合わせておりませんので、後ほど御説明に上がりたいと思います。

○堤泰宏委員 いやいや、ダム関連は関係ないですよ。純粋な川辺川と球磨川の今までの河川改修とか、小さな堰の補修とかいろいろあつとると思うんです。そんなのにかなり金を使ってあるんじゃないでしょうかと、それが治水の効果がゼロじゃないはずですよと、当初川辺川ダムを計画されたときと状況が変わっていることを余り議論されていないから、それをちょっとお尋ねしたかったんです。

○野田河川課長 川辺川ダムともう一つ、もう1本立てで球磨川の河川改修というのがあっておりまして、それにつきましても投資した金額と、うち県がどれぐらい負担をしてきたのか、それとどれだけ治水効果が上がってきたのかということについて、御説明に上がりたいと思います。

○守田憲史委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。――なければ、これで報告に対する質疑を終了いたします。

次に、その他で何かありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○守田憲史委員長 なければ、以上で本日の議題はすべて終了いたしました。

最後に、要望書が9件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

それでは、これもちまして第6回建設常任委員会を閉会します。

午後0時10分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により  
ここに署名する

建設常任委員会委員長